

現場説明書

- 1 工 事 名 有馬浄水場塩素中和装置更新工事
2 監 督 員 技術部 浄水課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 契約の保証について

契約の保証 要 ~~不要~~
契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

3. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

4. 中間前払金について

中間前払金 する ~~しない~~
中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

5. 部分払について

部分払 する(~~一回以内~~) ~~しない~~

~~6. 継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (請負代金額に対する割合)	前払金の上限
初年度(年度)	 %	支払限度額 請負代金額の %
第2年度(年度)	 %	支払限度額 請負代金額の %
第3年度(年度)	 %	支払限度額 請負代金額の %

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

7. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要

- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。

- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。
 - ・ 施工体制台帳
 - ・ 施工体系図
 - ・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）

- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

- ア 支 給 材 料 ~~あり~~ なし
- イ 貸 与 品 ~~あり~~ なし

(5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

- 部分引渡し指定部分 ~~あり~~ なし

(8) 火災保険等の関係

- 火災保険その他の保険の付保条件 ~~あり~~ なし

8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

9. コリンズの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)に加入するとともに、その対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 証紙購入状況等を把握するため、当初工事請負契約代金額が500万円以上の場合は、別に定める「建設業退職金共済関係提出書」(第1号様式(建退共))及び「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))を工事請負契約締結後1箇月以内に監督員へ提出すること。

共済証紙を購入した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第2号様式(建退共))に掛金収納書(以下「収納書」という)を添付すること。

なお、当初工事請負契約金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料の提出を求める場合がある。

- (3) 正当な理由がなく建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は、工事成績評定において考慮される事となる。
- (4) 下請契約における請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、建退共制度加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (5) 前号における請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、元請負者に建退共制度加入手続及び建退共制度関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は積極的に受託するよう努めること。
- (6) 請負者は、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。

11. 施工計画書の提出について

(1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が 500 万円未満の工事、又は当初工期が 60 日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

(2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

(3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

(4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

(1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

(2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

14. 下請負者について

(1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

(2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

16. 技術的事項について（別紙）

施工条件明示事項

工事名 有馬浄水場塩素中和装置更新工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んである休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□ （公害・排水等） 周辺環境関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	
□ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工事関係	□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	□ 搬入路の使用後及び使用後の処置	
	□ 仮設道路の設置	
	□ 一般道路の占用	
□ 仮設備関係	□ 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	□ 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	□ 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設副産物関係	□ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液注入関係	□ 薬液注入工法の施工	
	□ 周辺環境への調査	
□ 工事物件支障等	□ 占有物件の有無及び占有物件等による工事支障物の存在	
	□ 地上、地下等の占有物件工事との重複施工	
■ その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置き	
	■ 工事現場発生品	1) 設計図書に基づき、適切な処分を行うこと。
	□ 支給材料及び貸与品	
	□ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	□ 架設工法の指定	
	□ 工事用水、電力等の指定	
	□ 新技術・新工法・特許工法の指定	
	□ 部分使用	
	□ 給水の必要	
	□ 電子納品対象工事特記仕様書	
	□ その他	

有馬浄水場塩素中和装置更新工事 特記仕様書

本工事の仕様は、この特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書及び施工技術書の定めによるものとする。

1 工事概要

本工事は、有馬浄水場のろ過水監視魚水槽用の塩素中和装置が経年劣化により動作に支障をきたすおそれがあるので、これを更新するものである。

2 工事場所

有馬浄水場 …………… 海老名市中河内 1767 番地

3 更新対象機器

塩素中和装置 …………… 1 台

4 機器仕様

(1) 処理条件

- ア ハイポ溶液濃度 …………… 浄水 100L に対してハイポ 410g (ハイポ溶解槽で作成)
1mL に対してハイポ 4.10 mg が含まれる
- イ 制御内容 …………… パルス発信式流量計出力 0.1L/パルス
ハイポ注入ポンプの1ストロークは 0.5mL
ろ過水 1L (流量計出力 10 パルス) でポンプ 1 回起動

(2) 塩素中和装置

ア ハイポ溶解槽

- (ア) 数量 …………… 1 基
- (イ) 有効容量 …………… 200 リットル
- (ウ) 外形寸法 …………… W500×H930×D500 (参考)
- (エ) 材質 …………… アクリル樹脂
- (オ) 液位標 …………… 5L 刻み

イ 塩素中和槽

- (ア) 数量 …………… 1 基
- (イ) 有効容量 …………… 200 リットル
- (ウ) 外形寸法 …………… W500×H930×D500 (参考)
- (エ) 材質 …………… アクリル樹脂
- (オ) 液位標 …………… 5L 刻み

ウ ハイポ注入ポンプ

- (ア) 数量 …………… 1 台
- (イ) 電源 …………… AC100V50Hz
- (ウ) 出力 …………… 25W
- (エ) 吐出量 …………… 0.05～25mL/分
- (オ) パルス入力比例制御 …………… 分周 1/9999～1/1
比例 1～9999

エ 攪拌機

- (ア) 数量…………… 1 台
- (イ) 形式…………… 可搬型
- (ウ) 電源…………… AC100V50Hz
- (エ) 出力…………… 0.1kW
- (オ) 攪拌軸…………… 800 mm(参考)
- (カ) プロペラ…………… 2 段

オ 移送ポンプ

- (ア) 数量…………… 2 台
- (イ) 電源…………… AC100V50Hz
- (ウ) 出力…………… 260W
- (エ) フランジ口径…………… 25A

カ スタティックミキサー

- (ア) 数量…………… 1 台
- (イ) 呼び径…………… JIS10k25A
- (ウ) 材質…………… PVC

キ パルス発信式流量計

- (ア) 数量…………… 1 台
- (イ) 接続口径…………… 25 mm
- (ウ) パルス…………… 0.1L に対しパルス 1 出力

ク ドレインパン

- (ア) 数量…………… 1 基
- (イ) 外形寸法…………… W1150×H70×D850(参考)
- (ウ) 材質…………… PVC

ケ 制御盤

- (ア) 数量…………… 1 面
- (イ) 外形寸法…………… W600×H800×D300(参考)
- (ウ) 形式…………… 屋内壁掛型
- (エ) 盤面取付器具
 - a 盤名称銘板…………… 1 式(1 枚程度)
 - b 名称銘板…………… 1 式(4 枚程度)
 - c 広角指示計(電流計)…………… 1 式(1 個程度)
 - d 集合表示灯…………… 1 式(5 窓程度)
 - e 照光押釦スイッチ…………… 1 式(6 個程度)
 - f 押釦スイッチ…………… 1 式(1 個程度)
 - g その他必要なもの…………… 1 式
- (オ) 盤内取付器具
 - a 配線用遮断器(MCCB)…………… 1 式(6 個程度)
 - b 電磁開閉器…………… 1 式(3 個程度)
 - c ヒューズ…………… 1 式(1 個程度)
 - d 端子台、配線、配線材料…………… 1 式
 - e その他必要なもの…………… 1 式

コ 付属品

- (ア) 基礎ボルト及び据付ボルト…… 1 式
- (イ) 架台(鋼製) …………… 1 式
- (ウ) その他必要なもの…………… 1 式

5 盤共通仕様

- (1) リレー・タイマー類は、端子台型表面接続ソケット式とする。
- (2) 各機器及び盤内取付け機器等は十分に信頼性、耐久性及び安定性のあるものを使用する。また、電源装置については長寿命の機器を使用する。
- (3) 原則として盤内の配線についてもEM電線・ケーブル等を使用する。
- (4) 主回路圧着端子は、丸形裸圧着に相色別ビニルキャップとする。
- (5) 制御回路圧着端子は、絶縁被覆付丸形圧着とする。
- (6) 配線等の端末には、マークチューブ等にて配線番号を明記すると共に、配線シート及び丸札等により配線種別、行き先等を明示する。また、既設のケーブル配線等を使用する場合は、新しい展開接続図等に合致するようマークチューブ等の変更を行うこと。
- (7) 配線番号は展開接続図の記載ページが容易に読み取れる番号等を選定する。
- (8) 盤を支持するためのアンカーは躯体に打つこと。
- (9) 盤板厚(鋼板製)
 - (ア) 側面板…………… 2.3mm 以上
 - (イ) 底 板…………… 3.2mm 以上
 - (ウ) 扉 …………… 3.2mm 以上
 - (エ) 天井板…………… 2.3mm 以上
 - (オ) 仕切板…………… 1.6mm 以上
 - (カ) 保護カバー …………… 1.6mm 以上
 - (キ) 塗装色…………… マンセル値 5Y7/1 焼付 半艶
 - (ク) ハンドル…………… 樹脂塗装(5Y7/1)、鍵付き(タキゲン No.0200)
 - (ケ) ドアストッパ…………… あり(容易に閉が可能)

6 工事内容

- (1) 4 機器仕様に示す機器の製作及び据付、既設撤去
- (2) 機器と既設監視魚水槽間の配管敷設
- (3) 機器と既設配管及び新設配管の接続
- (4) 配管敷設に伴う穿孔及び穿孔部補修
- (5) 試験調整(動作確認、各種測定等)
- (6) 撤去品の産業廃棄物運搬処分
- (7) その他、(1)～(4)の工事に付随する工事 1 式

7 その他

- (1) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾図により決定する。
- (2) 工事工程について監督員と十分に協議すること。
- (3) 着手前打合せによる内容は、本仕様書よりも優先する。
- (4) 本工事で発生した撤去品等は、請負者処分とし、マニフェストの写しを提出すること。
- (5) 完成図書は金文字黒表紙とし、2 部作成する。
- (6) しゅん工図は、印刷物のほか、AutoCAD2018(dwg)で変換できるファイルを電子媒体で提出すること。
- (7) 工事コストの表示について

- ア 工事請負額 1000 万円以上の工事を対象とする。
- イ 工事請負額の表示は、工事現場に設置する「工事看板」に表示する。
- ウ 表示金額は、万円単位など分かりやすい単位とする。

(8) グリーン物品購入及び環境配慮について

この工事を施工するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入費用が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等を調達願いたい。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、請負者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施されたい。

なお、使用資材についてはアスベストが含有する資材を使用しないこと。

(9) 保証期間

保証期間は、しゅん工検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。

(10) 健康診断(検便)

水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、水道法 21 条に基づき、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を監督員へ提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・病原性大腸菌 O-157 とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。また、検査結果の有効期限は6か月とし、期間が過ぎた場合は再度検査を実施し、検査結果を監督員に提出すること。

- ア 水工程に直接触れて作業する者
- イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
- ウ 6か月を超えて従事する者

(11) 工事記録写真

撮影表示板には、工事名、年月日、工事場所、工事内容、請負者を記載する。

(12) ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

製品及び材料名(ゴム製品等)	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び

試験名	計測項目
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

- (13) ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い
 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。
- (14) 建設副産物実態調査の作業手順(元請業者が行う)について
 別途添付の「建設副産物実態調査に係る特記仕様書」を参照とする。
- (15) 設備機器等の固定は、耐震クラス S により施工すること。
- (16) 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、施工部分について石綿含有の有無の事前調査を行うこと。
- (17) 電子部品等の物品調達が困難な場合、工期については別途監督員と協議の上、延長できるものとする。

以上

建設副産物実態調査に係る特記仕様書

- 1 元請業者は、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上（税込）の工事（調査対象となる建設資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない工事は除く）は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。

本調査の対象品目は、表1の通りである。

表1 調査対象品目

対象	調査対象品目	備 考
搬入する建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	碎石	
	塩化ビニル管・継手	
	石膏ボード	
	その他の建設資材	
搬出する建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものとみなす。
	金属くず	
	廃塩化ビニル管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他の分別された廃棄物	
第一種～第四種建設発生土及び浚渫土（建設汚泥を除く）		

2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。

- (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ<http://www.recycle.jacic.or.jp/>から建設副産物情報交換システムにログインする。
システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。
- (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）
- (3) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画)」を印刷し、監督員に提出する。
- (4) 建設副産物情報交換システムから出力する等して、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに監督員に提出して説明すること。
- (5) 受注者は再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。
- (6) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
- (7) 各種書類の印刷により、「チェックリスト」を出力し、必須エラーが発生していないことを確認する。
- (8) 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書(実施)」を印刷し、監督員に提出する。
- (9) 建設副産物情報交換システムから出力する等して、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。
- (10) 再生資源利用促進計画(実施)書及び再生資源利用計画(実施)書は、5年間保存すること。
- (11) 建設副産物情報交換システムに工事情報を登録した場合は、建設リサイクル法に基づく再資源化報告書は監督員に提出されたものとみなす。

3 データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m_3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m_3 」（表2、土量の変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊 玉石
レキ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00
軟岩 I		軟岩 II		中硬岩		硬岩 I
1.15		1.20		1.25		1.40

(例)

掘削 100 m_3

埋戻し 20 m_3 (締め m_3)・・・「土砂 建設資材 利用量(A)」欄に入力する。

22 m_3 (地山 m_3)・・・「一種発生土～浚渫土 ②利用量」欄に入力する。

20 m_3 / 変化率C (仮に0.9とする) = 22 m_3

処分 78 m_3 (地山 m_3)・・・「一種発生土～浚渫土 ④現場外搬出量」欄に入力する。

$100 m_3 - 22 m_3 = 78 m_3$

(2) 建設資材利用について

ア 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県建設リサイクル資材認定資材一覧表（以下、認定一覧表という）を参照する。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目(建設資材の「分類」)	建設リサイクル資材の品目名
土砂(建設汚泥処理土)	再生改良土
	再生流動性埋戻材
アスファルト・コンクリート	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品(無筋)※
	再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック、レンガブロック等)
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品(有筋)※
木材	再生木質ボード
	再生集成材・合板
塩化ビニル管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
- ・「再生資材の供給元施設、工事等の名称」については認定一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定一覧表の製造工場の住所を入力する。
- ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入力する。

イ 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。

ウ RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県コンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を5 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)」と選択する。

設 計 書

工事名	有馬浄水場塩素中和装置更新工事		
工事場所	海老名市中河内1767番地		
工 事 概 要	<p style="text-align: center;">本工事は、有馬浄水場のろ過水監視魚水槽用の塩素中和装置が経年劣化により動作に支障をきたすおそれがあるため、これを更新するものである。</p>		
	記		
	塩素中和装置	1	台
	配管工事	1	式
備 考	工期	自 令和 年 月 日	工事日数
	契約の日から 日間	至 令和 6年 5月 17日	日

NO. 1

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
塩素中和装置更新工	総括内訳書					
1 機器費						
機器費		1	式			第1号内訳書
計	(機器費)					
2 直接工事費						
(1)輸送費		1	式			第2号内訳書
(2)材料費		1	式			第3号内訳書
(3)労務費		1	式			第4号内訳書
(4)複合工費		1	式			第5号内訳書
(5)直接経費		1	式			第6号内訳書
(6)仮設費		1	式			第7号内訳書
計	(直接工事費)					
3 間接工事費						
(1)共通仮設費		1	式			
小計						
(2)準備費						
産業廃棄物運搬処分費		1	式			積上
小計						

NO. 2

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
(3)安全費						
石綿等調査費		1	式			積上
小計						
計	(共通仮設費)					
(4)現場管理費		1	式			第8号内訳書
(5)据付間接費		1	式			第9号内訳書
計	(間接工事費)					
計	(工事原価)					
4 一般管理費等						
一般管理費等		1	式			第10号内訳書
計	(一般管理費等)					
合計						
工事価格						
消費税等相当額						
請負工事費 合計						

NO. 3

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第1号内訳書						
機器費						
塩素中和装置		1	台			
計	(機器費)					
第2号内訳書						
輸送費						
輸送費		1	式			
計						
第3号内訳書						
材料費						
小配管		1	式			
小配管付属材料		1	式			
弁類		1	式			
補助材料費		1	式			
計						

NO. 4

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第4号内訳書						
労務費						
機械設備据付工			人			
設備機械工			人			
配管工			人			
普通作業員			人			
計						
第5号内訳書						
複合工費						
穿孔部修復工		1	式			
計						
第6号内訳書						
直接経費						
機械器具損料		1	式			
建設機械等賃料		1	式			
計						

NO. 5

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第7号内訳書						
仮設費						
仮設費		1	式			
計						
第8号内訳書						
現場管理費						
現場管理費		1	式			
計						
第9号内訳書						
据付間接費						
据付間接費		1	式			
計						
第10号内訳書						
一般管理費等						
一般管理費等		1	式			
一般管理費等補正		1	式			
計						

見積参考資料

- (1) 設計構成、諸経费率、歩掛等は「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編一」（発行元：公益社団法人日本下水道協会）によるが、これによりがたい場合は、別途積算基準を用いる。
- (2) 別途積算基準を用いた場合は、設置歩掛のみを採用し、諸経费率、補正率、撤去歩掛は「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編一」による。
- (3) 共通仮設費の中で率により算出した費用及び現場管理費の合計額は千円止めとし、それ以外は、円止めとする。
- (4) 本設計書における単価世代は、令和5年7月1日である。
- (5) 入札者は独自に積算し入札すること。
- (6) 金額に関する疑義等は原則受け付けません。

